デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大について

1 背景

- デジタル簡易無線局(350MHz帯登録局及び400MHz帯免許局に限る。以下同じ。)は、簡易な無線通信業務を行う無線局であり、簡易な手続で開設でき、全国の陸上(登録局の一部の周波数にあってはその上空を含む。)で運用することができる。
- ▶ 一方、デジタル簡易無線局を海上においても運用したいというニーズが顕在化している。
- → 今般、その二一ズに応えるため、デジタル簡易無線局の移動範囲等に日本周辺海域(登録局の一部の周波数にあってはその上空を含む。)を追加するものである。

2 改正内容

<350MHz帯デジタル登録局>

✓ 平成20年総務省告示第465号(351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件。以下「告示」という。)第1号

開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1並びにそれらの上空」に変更

✓ 告示第2号

開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1」に変更

<400MHz帯デジタル免許局>

✓ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)局種別審査基準別紙1第16-1(3) 海上運用の制限を解除※2

くその他>

- ✓ 所要の改正を実施
 - ※1 日本周辺海域とは、日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)の内側の海域をいう。
 - ※2 日本周辺海域を移動範囲に追加するため、別途、電波法関係審査基準 地域周波数利用計画策定基準一覧表を改正予定。

3 スケジュール

- ▶ 2013年6月29日 パブリックコメント開始
- ▶ 2013年8月30日 パブリックコメントの結果公表
- ▶ 2013年9月(予定) 告示の官報掲載、公布

4 参考

【デジタル簡易無線局の移動範囲等】

	区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用		
						地上~ 船舶間	1001000	船舶内
改正前	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	0
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及びその上空	×	×	×
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	×
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	0
改正後	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz−154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	0
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及び <u>日本周辺海域</u> 並びにそれらの上空	0	0	0
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上 <u>及び日本周辺海域</u>	0	0	0
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上 <u>及び日本周辺海域</u>	0	0	0